

藤 契 第 73 号
令和 7 年 3 月 10 日

賃金等の変動に対する藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項
(インフレスライド条項) の運用について

藤枝市契約検査課

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号ほか)を踏まえ、下記の要件を満たす建設工事においては、藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づく対応が可能となる場合があります。スライド協議の請求をする場合は、担当課までご連絡ください。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、請負代金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者の賃金引上げ及び法定福利費相当額(事業者負担分及び労働者負担分)を適切に含んだ額で下請契約されるよう、より一層の対応をお願いいたします。

記

1 対象となる建設工事

- (1)令和 7 年 2 月 28 日以前に契約締結したもの。
- (2)インフレスライド条項による請負代金額の変更請求書の提出日以降、残工期を 2 カ月以上有するもの。

【問合せ先】

藤枝市契約検査課契約係
電話 054-643-3249